

1 業務の目的

65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等に、栄養のバランスのとれた食事を調理し、居宅訪問して夕食を提供し、安否を確認すると同時に利用対象者の日常生活状況、精神状況、生活環境及び家庭環境について、総合的にアセスメントを実施し、地域支援事業その他のインフォーマルサービス等の利用を調整する。

2 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 事業利用対象者

本市に在住する65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯又は身体障害者であつて（65歳未満であってもアセスメント等を実施した結果、必要と認められる者を含む。）老衰、心身の障害、疾病等の理由により、食事の調達又は調理が困難な者とする。

4 業務委託概要

（事業内容）

（1）アセスメント

申込のあった利用対象者について、市からアセスメント依頼があったとき、利用対象者宅へ訪問し、アセスメントを実施し、その結果を市へ報告すること。（別紙アセスメントシート参照）

（2）配食

市が配食決定をした利用者宅へ、夕食を配達すること。配達の際、利用者の安否確認を行うと共に、異常があれば必要な連絡対応等を行うこと。

（3）その他

栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する栄養士又は管理栄養士の資格を有する者を従事させること。

（委託料）

委託単価は、下記の通りとする。

配食1食あたり500円（消費税及び地方消費税を含めた額）

アセスメント1回あたり2,700円（消費税及び地方消費税を含めた額）

（実施日）

月曜日から土曜日の中で、アセスメントの結果により決定した曜日の夕食。（週3回から6回まで）

（当該年度の12月29日から1月3日の6日間と市長が必要と認めた日は除く）

（利用料）

事業に伴う原材料費等に実費分として利用者から1食あたり普通食450円、療養食*320円を徴収する。

（*療養食とは、きざみ食や減塩食、カロリーを控えた食事など）

5 委託料の請求

毎月末をもって締め、翌月の10日までに実績報告書と共に請求書を提出すること。

6 個人情報の保護

事業者は、この事業に係る職員、その他関係人及びこれらの職にあった者は、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。また、事業の委託契約を完了し、又は中止し、若しくは廃止した後においても同様とする。